

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年9月29日	
【会社名】	株式会社インテリジェント ウェイブ	
【英訳名】	INTELLIGENT WAVE INC.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井 関 司	
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号	
【電話番号】	03(6222)7111	
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営管理本部担当 垣 東 充	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号	
【電話番号】	03(6222)7111	
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営管理本部担当 垣 東 充	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	120,579,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年9月28日に当社は株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により自己株式を取得いたしました。この自己株式取得に伴い、平成29年9月27日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「募集又は売出しに関する特別記載事項」を訂正し、また、有価証券届出書の添付書類として「自己株券買付状況」を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

自己株券買付状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

当社は、平成29年8月23日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数260,000株、取得価額の総額130百万円をそれぞれ上限とし、取得期間を平成29年8月23日から平成30年8月22日とする自己株式取得枠の設定を決議しております。上記決議に基づき、平成29年9月27日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、平成29年9月27日の終値692円で、当社普通株式187,800株(ただし、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります)の買付けの委託を行う旨を決議しております。

当社は、平成29年9月27日開催の取締役会において、対象取締役に対しても、本制度に基づき、当社の第35期事業年度(平成29年7月1日～平成30年6月30日)の譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権2,418,500円を出資財産とする自己株式処分3,500株を決議しております。

また、当社は、対象取締役との間で、対象従業員と締結する本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。その概要は以下の通りです。

<本割当契約の概要等>

譲渡制限期間 平成29年10月27日～平成32年10月27日

対象者 当社の対象取締役

譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあること

譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取り扱い

()譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

()解除株式数(いずれも単元株未満株式は切り捨てる)

- ・当社の第35期定時株主総会開催日以降に退任した場合、本割当株式の全て
- ・当社の第35期定時株主総会開催日より前に退任した場合は本割当株式の全てについて当社は当然に無償で取得する

(訂正後)

当社は、平成29年8月23日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数260,000株、取得価額の総額130百万円をそれぞれ上限とし、取得期間を平成29年8月23日から平成30年8月22日とする自己株式取得枠の設定を決議しております。上記決議に基づき、平成29年9月27日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、平成29年9月27日の終値692円で、当社普通株式187,800株(ただし、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります)の買付けの委託を行う旨を決議しております。

当社は上記決議に基づき、平成29年9月28日に、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当社普通株式187,800株、取得価額の総額を129,957,600円とする自己株式取得を行いました。

当社は、平成29年9月27日開催の取締役会において、対象取締役に対しても、本制度に基づき、当社の第35期事業年度(平成29年7月1日～平成30年6月30日)の譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権2,418,500円を出資財産とする自己株式処分3,500株を決議しております。

また、当社は、対象取締役との間で、対象従業員と締結する本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。その概要は以下の通りです。

<本割当契約の概要等>

譲渡制限期間 平成29年10月27日～平成32年10月27日

対象者 当社の対象取締役

譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあること

譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取り扱い

()譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

()解除株式数(いずれも単元株未満株式は切り捨てる)

- ・当社の第35期定時株主総会開催日以降に退任した場合、本割当株式の全て
- ・当社の第35期定時株主総会開催日より前に退任した場合は本割当株式の全てについて当社は当然に無償で取得する

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期(自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)平成29年9月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年9月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成29年9月28日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年9月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、平成29年9月28日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期(自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)平成29年9月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年9月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成29年9月28日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年9月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、平成29年9月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年9月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年9月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年9月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年9月29日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。